

京都市環境影響評価等に関する条例の改正に向けた中間とりまとめについて

平成24年4月●日～平成24年4月●日まで

ご意見募集中！**京都市環境影響評価等に関する条例
改正の考え方についてご意見を募集します**

京都市では、平成12年6月から京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）を施行し、大規模開発などを行う事業者に、環境への影響を減らすための「環境アセスメント」の実施を求めてきました。

本年、環境影響評価法（以下「法」という。）が改正され、事業計画の段階で環境への影響をより少なくするための「配慮書」の提出を求めるなど、制度の大幅な変更がなされました。

このため、現行条例について、改正された法との整合を図るとともに、自然環境や景観など本市の持つ優れた地域特性が、今後とも損なわれないよう、比較的小規模な事業についても「計画段階環境配慮」制度を導入するなど、条例の見直すべき内容について、京都市環境審議会において検討を行い、このたび基本的な考え方を取りまとめました。

つきましては、市民の皆様からの貴重なご意見を募集します。

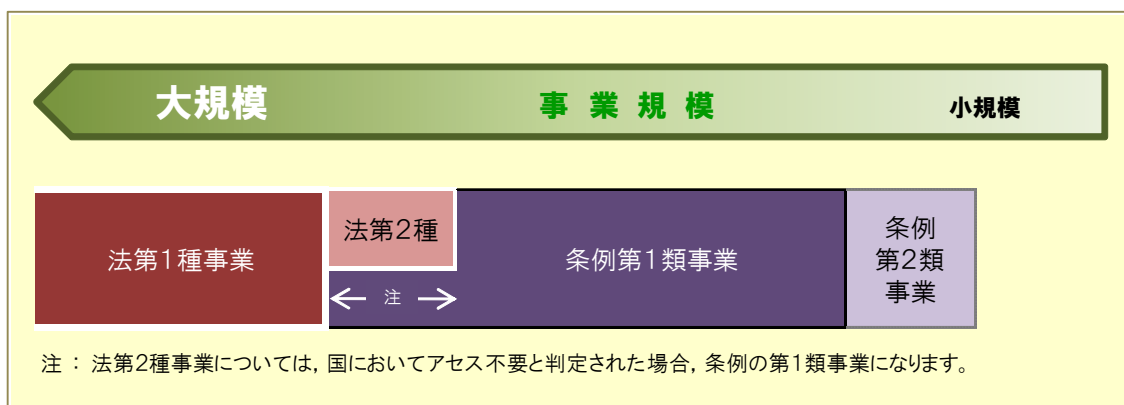
【改正のポイント】

- ① 「計画段階環境配慮」の義務化など法の改正に則した手続の導入
- ② 「計画段階環境配慮」段階での説明会の開催を義務化するなど、改正法を強化した手続の導入
- ③ 比較的小規模な事業にも「計画段階環境配慮」制度を導入するなど、京都市独自の取組の強化

■ 条例と法による環境アセスメントの違いは？

事業の種類やその「規模」により、環境アセスメントの手続が異なります。

- ・**法対象事業** 事業の規模が大きなもの → 法の手続が必要
- ・**条例対象事業** 法対象より小規模な事業で、条例に定める規模以上のもの
→ 条例の手続が必要



(例)

法第1種事業	条例第1類事業	条例第2類事業
京都高速道路 (4車線以上)	ごみ焼却施設(クリーンセンター) (焼却能力4トン/時以上)	区役所 (床面積2千㎡以上)

詳しくは、京都市環境管理課ホームページをご覧ください

■ なぜ条例を改正するのか？

- 法対象事業については、法が改正され、「計画段階環境配慮」手続が必要となりました。この手続は、事業に伴う環境への影響をできるだけ少なくするため、事業の位置や規模など事業計画を検討する段階から環境保全のための配慮を求めることを目的としたものであり、従来の環境アセスメント（一般的に「事業アセスメント」と呼ばれています）を行う前の計画段階で実施し、その結果を公表する手続です。
- 条例対象の比較的小規模事業であっても、このような検討を行い、より環境に配慮した事業とすることを求め、この手続を導入します。
- また、事業の実施により、自然・景観等への影響が大きいと考えられる地域として、小規模な事業から環境アセスメントを求めてきた「特定地域」の範囲を拡大し、自然環境等の保全を一層推進します。

■ 条例改正による利点

- **市民のみなさまは**、事業の計画段階で、開発事業等の概要を知ることができ、より環境に配慮した事業となるよう、計画の段階から意見を述べるができます。
- **事業者のみなさまは**、事業の実施計画が十分に固まるまでに、事業の計画を公開することになりますが、地域に即した、より環境に配慮した事業計画を作ることができます。

■ 改正のポイント 1

法の改正に則した手続の導入

改正法に、「計画段階環境配慮」など、新たに以下の手続が加わりました。

条例対象の小規模事業であっても、このような手続を行い、より環境へ配慮した事業にしていくことが必要であることから、同様の手続を条例に盛り込みます。

計画段階環境配慮の義務化

施策や事業の内容がまだ定まっていない計画段階で、当該地で事業を実施した場合を想定した環境配慮の情報を公開し、住民や専門家の意見を踏まえて計画内容を更新していく手続を義務化します。

関係図書の電子縦覧の義務化

現行条例で規定されている事業者が作成する方法書・準備書・評価書の公開方法として、現在の本市窓口等での図書公開に加え、インターネットによる公開を義務化します。

方法書段階での説明会開催の義務化

方法書が作成された段階での説明会を新たに義務化し、事業内容とそれに応じた環境調査内容を周知することとします。

その他

■ 法対象事業者へ直接、京都市長の意見を述べる

事業の影響が京都市域内で留まる場合は、京都市長が直接法対象事業者に意見を述べるができるようになったことから、京都市環境影響評価審査会において、市長意見を審議し、とりまとめることとします。

■ 改正のポイント 2

改正法を強化した手続の導入

改正法での手続に加え、市民等と事業者が十分に情報交換を行い、環境により良い事業計画を作り上げていく必要があることから、事前配慮書についての説明会の開催など、以下の手続を条例に盛り込みます。

計画段階環境配慮に関連した手続

■ 事前配慮書段階での説明会開催の義務化

当該事業の予定地となる地元住民の皆様を主な対象とした説明会の開催を事業者に求めます。

■ 事業計画配慮書の作成

配慮書を市民に公開した後、市民意見や市長（専門家）意見を取り入れた事業計画配慮書の作成を事業者に求めます。

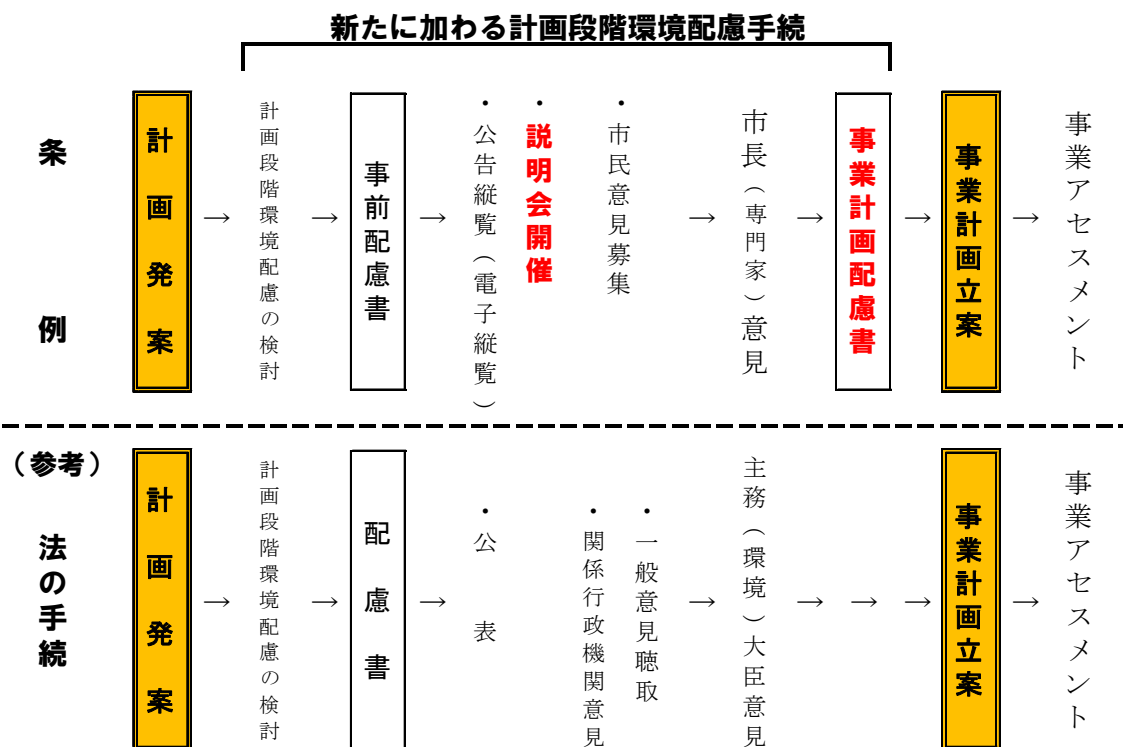


図1 改正法を強化した計画段階環境配慮の手続

関係図書の電子縦覧

改正法に盛り込まれた方法書等の図書と同様に，より容易に閲覧図書の情報公開を行うために，３頁記載の方法書等に加え，条例で求められている全ての図書（事前配慮書及び事業計画配慮書を含む）の電子縦覧を求めます。

その他

■法対象事業者による供用開始後事後調査の義務化

現行条例で義務付けていた事後調査^{※３}は，今回の法改正で，法の手続に盛り込まれました。しかし，条例では工事完了後の施設が稼動した後（供用期間）も対象としていますが，法に基づく事後調査は，工事中の期間だけを対象としています。

このため，条例手続と合わせるため，法対象事業者による供用開始後の事後調査を義務化します。

※３ 工事中や施設稼動後の環境の状態を把握するための調査で，事業着手前に予測していた環境影響の程度について，実際と差異がないか，保全措置が適切であるか等について確認するものです。

■小規模風力発電事業の追加

風力発電事業については，法（政令）では，１万kW以上を対象としています。が，条例では，より小規模（１，５００kW程度以上）の事業も対象にします。

■ 改正のポイント 3

京都市独自の取組の強化

本市の優れた自然、景観の保全をより一層推進するため、より小規模の開発事業にも計画段階環境配慮を求めるなど、条例の対象事業について、従来の環境アセスメント手続の取組をさらに強化します。

■ 計画段階環境配慮を、比較的小規模事業へ拡大

現条例では、対象事業全てに事業アセスメントを求めています。新たに事業規模等を2つに区分（第1類事業及び第2類事業）し、より小規模の事業にも計画段階環境配慮を求めます。

● 第1類事業

法対象事業より小規模で、条例（規則）で定める規模以上の事業を第1類事業とし、対象となる事業には、従来の事業アセスメントの前に計画段階環境配慮の手続が加わります。（法改正に則った手続）

● 第2類事業

これまで「京都市計画段階環境影響評価要綱」に基づき計画段階環境配慮を行ってきた第1類事業より小規模で、京都市が行う事業及びこれに準じて市有地で行われる民間事業、または以下の事業を第2類事業とし、対象となる事業には、計画段階環境配慮の手続を求めます。

- ◆ 4ヘクタール以上、16ヘクタール（「特定地域」では8ヘクタール）未満の開発行為^{※1}（小規模開発事業）
- ◆ 京都市長が指定した地域^{※2}で行う事業

※1 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業の開発区域の面積をいいます。ただし、実際に土地の形状の変更を行う面積が1ヘクタール以上であるものに限りします。

※2 鳥獣保護区等、貴重な動植物種が存在するなどの地域を想定しています。

■ 分割実施小規模事業への事業アセスメントの適用

現条例では、事業が対象規模を下回れば事業アセスメントの手続は不要ですが、その後の追加工事等により事業規模が拡大した場合、環境に大きな影響を与えてしまうことが懸念されます。このため、当該地において開発等の事業を複数回に分割して実施する場合でも、事業の一体性が明らかで、従前と合わせた事業が対象規模を超える場合は、事業アセスメントの実施を求めます。

■ 特定地域^{※3}の拡大

自然環境の保全を推進するため、一部の市街化調整区域を特定地域に含め、京都市域の大部分を特定地域とします。

※3 都市計画区域外や鳥獣保護区、風致地区、修景地区などの指定を受けた地域であり、当該地域内では、より小規模な事業であっても環境アセスメントの実施を求めています。

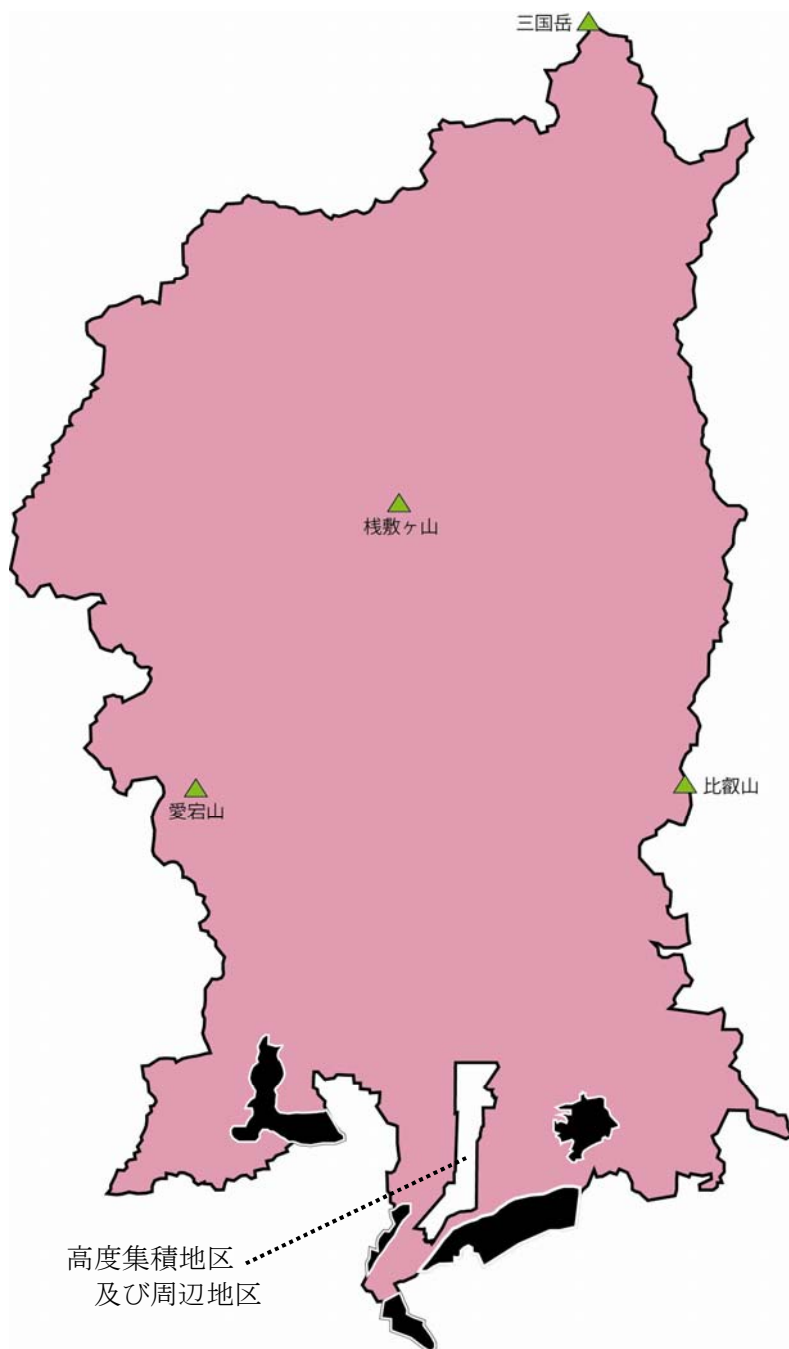


図2 特定地域概略図 (■が新たに加入する地域)

■環境アセスメント対象規模の変更

自然環境や景観の保全を推進するため、環境アセスメントの対象となる規模要件を見直します。

変更する事業等	規模要件の変更内容
開発行為を伴う事業	自然環境への影響を考慮し事業規模要件を ・一般地域内 16ヘクタール（現行20ヘクタール） ・特定地域内 8ヘクタール（現行10ヘクタール） へ引き下げます。
大規模建築物	本市の景観政策との整合を図るため、高さ規定を45メートル超えから31メートル超えに見直します。

(様式は自由ですが、必要に応じてこの用紙をご活用ください。)

京都市環境影響評価等に関する条例改正の考え方についての 意見記入用紙

(募集期間：平成24年4月●●日～平成24年4月●●日)

FAX：075-213-0922

ご意見

住所

氏名

(才) 電話番号

※差し支えなければ、住所、氏名、年齢、電話番号をご記入ください。ご記入いただきました個人情報につきましては、本件以外の目的には使用いたしません。

提出方法 電子メール、FAX、郵送

提出先・問い合わせ先

〒604-8101

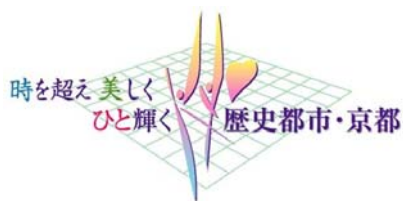
京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4階

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

電話：075-213-0930 ファックス：075-213-0922

電子メール：k-kyosei@city.kyoto.jp

お寄せいただきましたご意見につきましては、個人に関する情報を除き、公開する場合がありますので、ご了承ください。また、ご意見等に対する個別の回答は致しませんので、併せてご了承ください。



発行／環境政策局環境企画部環境管理課
京都市印刷物 第●●●●●●号

環境アセスメントの対象事業一覧表（改正法と条例改正の考え方（案）の比較表）

資料2 参考1

対象事業の一覧		法 対 象 事 業		条例改正の考え方（案）対象事業	
		第 1 種事業 （必ず環境アセスメントを行う事業）	第 2 種事業 （環境アセスメントが必要が個別に判断する事業）	第 1 類事業 （必ず環境アセスメントを行う事業）	第 2 類事業 （計画段階環境配慮のみ実施する事業）
1	高速道路	すべて	—	—	—
	首都高速道路など	4車線以上	—	4車線未満	—
	一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km	4車線以上・3km～7.5km	4車線以上・1.5km～3km
	林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km	幅員6.5m以上・10km～15km	幅員5m以上・5km～10km
2	ダム・堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha	湛水面積20ha～75ha	—
	放水路・湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha	土地改変面積20ha～75ha	—
3	新幹線鉄道	すべて	—	—	—
	鉄道・軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km	長さ7.5km未満	—
4	飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m	滑走路長1,875m未満	—
5	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW	—	—
	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW	出力5万kW～11.25万kW	—
	地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW	—	—
	原子力発電所	すべて	—	—	—
	風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW	出力1,500kW～7,500kW	—
6	廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha	面積5ha～25ha	面積5ha未満（一般廃棄物に限る）
7	埋立て・干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha	—	—
8	土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積50ha～75ha	面積25ha～50ha
9	新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積20ha～75ha（特定地域10ha～75ha）	面積4ha～20ha（特定地域4ha～10ha）
10	工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積10ha～75ha	面積4ha～10ha
11	新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積20ha～75ha（特定地域10ha～75ha）	面積4ha～20ha（特定地域4ha～10ha）
12	流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積10ha～75ha	面積4ha～10ha
13	宅地の造成の事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積16ha～75ha（特定地域8ha～75ha）	面積4ha～16ha（特定地域4ha～8ha）
14	都市公園	—	—	面積20ha以上（特定地域10ha以上）	面積5ha～20ha（特定山間地域内に限る）
15	下水道終末処理場	—	—	敷地面積10ha以上・計画処理人口5万人以上	計画処理人口5千人以上
16	工場	—	—	・排ガス量4万m ³ ／時以上 または ・排水量7,500m ³ ／日以上	—
17	大規模建築物	—	—	高さ31m以上・床面積5万m ² 以上	床面積2千m ² 以上
18	ごみ処理施設	—	—	ごみ処理施設の処理能力4トン／時以上	ごみ処理施設の処理能力5トン／日以上
19	産業廃棄物中間処理施設	—	—	下記のいずれかに該当する施設 ・敷地面積9,000m ² 以上 ・建築面積3,000m ² 以上 ・焼却施設の処理能力4トン／時以上	—
20	土砂採取	—	—	採掘区域5ha以上	—
21	その他	—	—	—	京都市長が指定した地域で行う全事業

- 特定山間地域とは、歴史的風土特別保存地区、都市計画区域以外の区域、特別緑地保全地区若しくは自然風景保全地区に指定された区域をいいます。
- 特定地域とは、上記の特定山間地域に風致地区、建築物修景地区及び市街化調整区域等を加えたものから、高度集積地区等を除いた区域となります。
- 第2類事業は、京都市の事業及び市有地で行う民間事業を対象としていますが、で囲われた2事業については民間事業も対象となります。

資料2 参考2

[illegible]